

保存版



経営に万全な  
備えを!

〈新設〉

〈改正〉

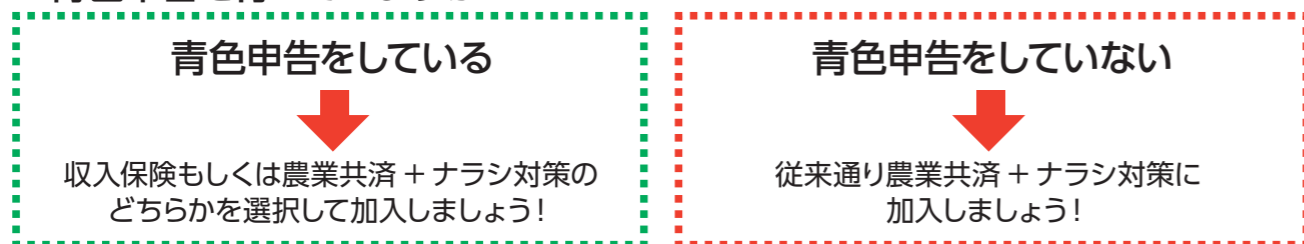
# 収入保険制度 農業共済制度 選択ナビ BOOK2



# 収入保険と農業共済

収入保険は、農業共済の「対象品目が限定されている」などの課題を解消した新しい制度です。農業共済との選択加入となるので、経営実態に応じて選択し、万全な備えを行きましょう。

## ▼青色申告を行っていますか？



※ナラシ対策の補てん金は、農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、農業共済とのセット加入が不可欠です。

## ▼収入保険と農業共済 + ナラシ対策の比較ポイント

### 加入者負担金

収入保険	農業共済	ナラシ対策
保険料 (掛捨て) + 積立金 (掛捨てでない)	共済掛金 (掛捨て)	積立金 (掛捨てでない)

### 加入者要件

収入保険	農業共済	ナラシ対策
青色申告の申告実績が1年以上ある農業者	[農作物共済] 水稲・麦の耕作面積が10a以上ある農業者 [畑作物共済] 大豆の耕作面積が5a以上ある農業者	市町村から認定農業者の認定を受けている農業者

### 補てん対象 (収入減少の要因など)

収入保険	農業共済	ナラシ対策
農業者ごとの収入減少を補てん	自然災害による農業者ごとの収穫量減少を補てん (基本)	地域全体での収穫量減少、平均取引価格の低下を補てん (個人のみ場合は対象外)

### 損害防止助成 (農薬費など、作物の損害防止を行った際の費用を一部助成するもの)

収入保険	農業共済	ナラシ対策
無し	水稲 170円/10a 麦 260円/10a 大豆 450円/10a ※2018年度額	無し

# 経営に万全な備えを

NOSAIが2つの制度で  
農業者の経営を  
支援します！

**NOSAI**

収入保険

農業共済

## ▼水稲・大豆などの主穀作経営の場合

生産品目	面積	基準収入金額
水稲 (主食用)	6.0ha	1,000万円
大麦	2.5ha	
大豆	2.9ha	

基準収入金額補償額は、直近の統計値 (単収・単価) で試算

## 《加入者負担金の比較》

	収入保険		農業共済		ナラシ対策 20%コース	
掛捨て	保険料	7.8万円	水稲 (一筆)	0.07万円	※積立金は、税務・会計上「預け金」として取り扱われます	
	事務費	2.2万円	大麦 (災害収入)	3.3万円		
	合計	10.0万円	大豆 (全相殺)	5.7万円		
繰越	積立金	22.5万円	合計	9.0万円	積立金	45.0万円
合計	32.5万円		54.0万円			

※掛捨て部分 (保険料や共済掛金) は、損害補てんにより変動します。  
※ナラシ対策は、農作物検査結果証明書などにより、収穫物全量の生産実績が証明できることを前提とします。

## 《補てん金額の比較》

### ①自然災害によって当年産作物全体の収穫量が2割減少し、収入が減少した場合

収入保険	農業共済	ナラシ対策
90万円	25.1万円	85.6万円

品目それぞれが収量減の場合、収入保険では基準収入金額の1割が適切 (自己責任) となるため、農業共済 + ナラシ対策の方が補てんを受けられます。(ナラシ対策は地域全体の収量が減少しなければ補てんされません)

### ②販売価格が地域平均で2割低下した場合

収入保険	農業共済	ナラシ対策
90万円	0円	157万円

ナラシ対策でも農業共済相当額は控除されますが、収入保険には1割定切があるため、ナラシ対策での補てんの方が多くなります。(個人の販売価格が低下しても、ナラシ対策では補てんされません)

### ③当年産水稲・大麦の収穫量の減少がなく、大豆のみ6割減少した場合

収入保険	農業共済	ナラシ対策
0円	67万円	16万円

収入保険は品目全体の収入減少を補てんします。大豆の収量のみ大きく減少しても、基準収入金額の1割以上の減収とならない場合は補てんされません。

### ④自然災害以外の要因により収穫量が2割減少した場合

収入保険	農業共済	ナラシ対策
90万円	0円	0円

農業共済は自然災害以外の収量減では補てんされず、ナラシ対策は出荷・販売実績 (生産実績数量) がなければ補てんされません。収入保険は自然災害以外の要因で減収したり、何らかの理由で出荷が出来なくなってしまう場合でも、一定の条件を満たせば補てんされます。

# 新たな備えの選択肢

【1】 収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。青色申告の実績が1年以上ある農業者（個人・法人）が対象です。

## ▼補てん対象となる収入減少の要因例

自然災害や鳥獣害で収量が下がった



市場価格が下がった



災害により作付不能になった



けがや病気で作業ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難・運搬中の事故にあった

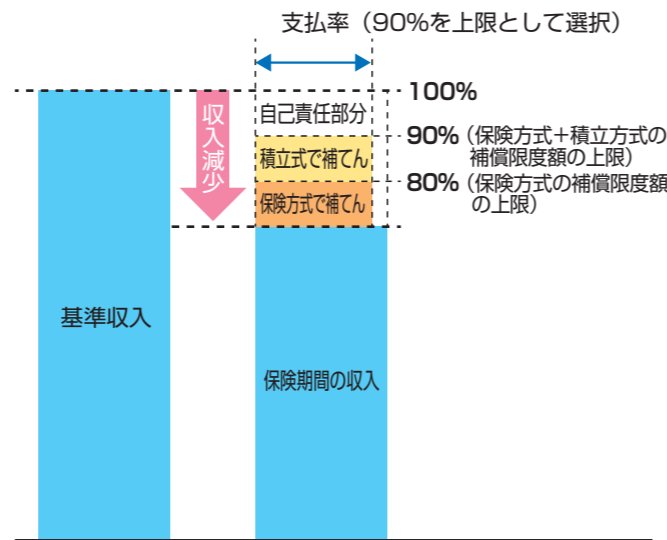


輸出したが、為替変動で大損した



## 【2】 補てんのイメージ

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。（5年以上の青色申告実績がある場合）



【基準収入】 過去5年間の平均収入（5中5）が基本。規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定。

**収入保険は  
様々なリスクから  
農業経営を守ります！**

# 収入保険制度

## 【3】 納付していただく保険料等について

加入する際に納付する金額の内訳として以下のものがあります。

### ①保険料（掛捨て）

(1)50%の国庫補助があり、加入1年目は保険金額の1.08%となります。

(2) 保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。

1. 加入1年目は「区分0」の率が適用されます。（右表参照）
2. 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。（10年で半額水準になります）
3. 保険金の受取りがあれば、段階は上がりますが、年最大3区分までとどまります。

### ②積立金（掛捨てでない）

75%の国庫補助があり、積立金額の25%となります。

### ③事務費

50%の国庫補助があり、①+②の合計となります。

①加入者割：加入1年目4,500円、2年目以降3,200円

②補償金額割：保険金額および積立金額1万円当たり22円

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

※保険方式の補償限度80%の場合

## 【4】 収入保険にかかる税務・会計の取り扱い

項目	税務・会計の取り扱いについて	
保険料及び事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保険料及び事務費は、保険期間の必要経費（個人）、又は損金（法人）に計上する</li> <li>◆会計上は、損益計算書の経費欄に「収入保険保険料・事務費」と記載する</li> </ul>	
保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「収入保険補てん収入」として保険期間の雑収入に計上する</li> <li>◆農業者が計算する保険金等の見積り額は、個人の場合は損益計算書の収入金額欄の雑収入、法人の場合は損益計算書の特別利益に計上するとともに、貸借対照表の資産の部の未収金に計上する</li> <li>◆当該見積額と実際に支払われた保険金等の額との間に差額が生じた場合、その差額が少額であるときは、保険期間の翌年又は翌事業年度分の所得の計算上、当該差額を減算又は加算して調整することができる</li> <li>◆実際の保険金等の額が見積り額より少なかった場合、その差額について、損益計算書の経費欄に「前年分の収入保険の保険金等の差額」として計上する</li> <li>◆実際の保険金等の額が見積り額より多かった場合、その差額について、収入金額欄の雑収入に「前年分の収入保険の保険金等の差額」として計上する</li> </ul>	
積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆預け金として取り扱われ、課税関係は生じない（個人・法人）</li> <li>◆会計上は、貸借対照表の資産の部に「収入保険積立金」として計上</li> </ul>	
受取補てん金	農業者の積立分	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆預け金として取り扱われ、課税関係は生じない（個人・法人）</li> <li>◆会計上は、特約補てん金のうち農業者積立分は、貸借対照表の資産の部に「普通預金」等として計上</li> </ul>
	国庫補助相当分	◆保険金と同じ扱い

# ここが変わります

2018年(平成30年)4月に施行された「農業保険法」では、収入保険の新設だけでなく、農業共済制度の内容を見直し、一部改正が行われています。2019年から順次適用される農業共済制度の見直しを、必ずご確認ください。

## ▼当然加入制から選択加入制に

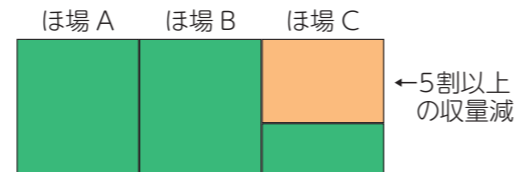
一定規模以上の水稻または麦を栽培する農業者は、必ず農作物共済に加入する「当然加入制」となっていたのですが、2019年産(平成31年産)からは当然加入制を廃止し、農業者が加入を選択できる「選択加入制」に変わります。(※農業共済か収入保険かのどちらかを選択加入し、無保険農業者とならないことが重要です)

## ▼引受方式の廃止と新設 + 特約の新設等

対象共済	引受方式等	見直し	適用時期
農作物 畑作物	一筆方式	圃場ごとに、収穫量が2割を超えて減少した場合に共済金を支払う引受方式である「一筆方式」を廃止します	移行期間を経て 2021年産で廃止
果 樹	樹園地単位方式	樹園地ごとに、収穫量が4割を超えて減少した場合に共済金を支払う引受方式「樹園地単位方式」を廃止します	
	特定危険方式	暴風雨、ひょう害、凍霜害によって、農家ごとに収穫量が2割を超えて減少した場合に、共済金を支払う引受方式を廃止します	
農作物 畑作物 果 樹	地域インデックス方式	地域統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に、共済金を支払う引受方式を新設します	2019年産 (平成31年産) より
農作物	一筆半損特約	収穫量が5割以上減少した圃場において、実測をせずに5割減収として評価し、共済金を支払う特約を農作物共済に新設します	
	一筆全損特例	現在半相殺方式および全相殺方式に設定している特約を、品質方式及び新設される地域インデックス方式にも設定します	

### 一筆半損特約

農作物共済で半相殺方式に加入した場合、右図のような被害では、ほ場A～Cの収穫量の合計が基準収穫量の85%を下回らないと共済金の支払い対象になりません。一筆半損特約に加入すると、目視で5割以上の減収が見込まれるほ場Cを「5割減収」とみなし、共済金の支払い対象とします。(共済金はほ場Cの基準収穫量の2割に相当する金額となります)



### 引受方式一覧表

引受方式	農作物共済	畑作物共済	果樹共済	補償単位	損害評価	支払基準
一筆方式	廃止	廃止	廃止	耕地ごと	現地調査	収穫量減少
樹園地単位 半相殺	特定危険方式		廃止	園地ごと	現地調査	特定の事故による 収穫量減少
農業者ごと						
半相殺方式	○	○	○	農業者ごと	現地調査	収穫量減少
全相殺方式	○	一筆半損特約 (新設) 農業者が任意 で加入選択		農業者ごと	出荷資料	収穫量減少
災害収入共済方式	麦○			農業者ごと	出荷資料	収穫量減少かつ 生産金額減少
品質方式	水稻○			農業者ごと	出荷資料	
地域インデックス方式	新設	新設	新設	農業者ごと	統計データ	収穫量減少

# 農業共済制度

## 園芸施設共済…被覆していない期間も補償対象へ

	現行	見直し	適用時期
被覆期間の 短期加入	育苗ハウスなど、被覆しているハウスを使用する期間が1年に満たない場合、被覆期間のみの「短期加入」が可能	被覆期間のみ加入する「短期加入」を廃止 地震・水害・雪害などに備え、被覆していない期間も含めて通年加入で補償します ※パイプ本体の撤去期間がある場合は、その期間を除いた短期加入となります	2019年1月1日以降 共済責任期間が 開始するものより適用
共済金支払い対象 損害額 (小損害不てん補)	損害額が3万円または共済価額の10%のいずれかを超過した場合	支払対象となる損害額を加入者が下記の三つから選択できるようになります ①損害額が3万円または共済価額の5%のいずれかを超過した場合 ②損害額が10万円を超過した場合 ③損害額が20万円を超過した場合	
国庫負担限度額	共済金額の合計額8,000万円分までの掛金を、国が半分負担する	共済金額の合計額1億6,000万円分までの掛金を国が半分負担します(限度額の引上げ)	
自動継続特約 【新設】		加入者から解除の意思表示がない限り、同一の契約が自動で更新される特約を新設します	

## 家畜共済…死亡廃用共済・疾病傷害共済の分離加入が可能に

	現行	見直し	適用時期
死亡廃用共済と 疾病傷害共済	死亡廃用事故と疾病傷害事故はセットで補償する	農業者が選択して加入できるように、分離して選択できるようになります	2019年1月1日以降 共済責任期間が 開始するものより適用
補償金額 (死亡廃用共済)	掛金期間期首の資産価値で補償する	日々価値が増加する肥育牛等は、事故発生時の資産価値で補償します	
異動申告	農業者は、家畜の異動のつど申告する必要がある	期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に変更します	
待期間の事故	家畜の導入から2週間の待期間内の事故は補償されない	待期間中の事故でも、家畜共済加入者間で取引された家畜は、共済金の請求を可能とします	
牛白血病	家畜商経由で牛白血病と診断された場合は、共済金の支払対象外	家畜商経由の場合でも、支払いの対象とします	移行期間を経て 2020年1月から
診療費	初診料以外の診療費を限度額まで補償する	診療費全体(初診料含む)の1割を自己負担とします	

### 参考 水稻共済掛金の比較 10アールあたり農家負担掛金等(賦課金含)

引受方式	補償割合	一筆半損特約なし	一筆半損特約あり
一筆方式	7割	61.6円	—
半相殺方式	8割	68.0円	82.8円
品質方式	9割	148.1円	154.4円
地域インデックス方式	9割	56.8円	110.3円

※過去の共済金の支払い状況により、実際の掛金は個人ごとに異なります。

**あくまで目安としてご利用ください。**



# 収入保険制度は 類似制度との同時加入ができません！

制度名	対象品目	対象者	補てん内容
収入保険制度	農産物	青色申告の実績が1年以上ある農業者	収入減少を補てん



収入保険制度と類似制度のどちらかを選択して加入できます

制度名	対象品目	対象者	補てん内容
農業共済制度	農作物共済	水稻、麦	対象品目の耕作・栽培などの業務を行う者
	畑作物共済	大豆	
	果樹共済	りんご、ぶどう、なし、かき	
	家畜共済	牛、豚	
	園芸施設共済	施設内農作物	
収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)	米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	収入減少を補てん
野菜価格安定制度	野菜	野菜の計画的な生産・出荷に取り組む者(指定産地等)	価格下落を補てん
いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策	畳表	いぐさ・畳表の生産・販売を行う者	価格下落を補てん
加工原料乳生産者経営安定対策	加工原料乳	加工原料乳の生産販売を行う者	価格下落を補てん

※下記の類似制度で対象品目となっている農産物は、収入保険制度の対象品目にはなっていません。他の品目との複合経営を行っている場合のみ下記対象品目を除いて収入保険制度に加入することは可能です。

制度名	対象品目	対象者	補てん内容
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	肥育牛	肥育牛の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補てん
養豚経営安定対策事業(豚マルキン)	肉豚	肉豚の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補てん
肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援制度	肉用子牛	肉用子牛の生産・販売を行う者	販売価格と生産コストの差を補てん
鶏卵生産者経営安定対策	鶏卵	鶏卵の生産・販売を行う者	価格下落とコスト増加などを補てん

なお、固定資産の損失を補てんする園芸施設共済(施設内農作物を除く)・果樹樹体共済、野菜価格安定制度のうち価格下落時の出荷調整を支援する事業などは、収入保険制度と同時に加入することが可能です。詳しくは「NOSAIとやま」までお問い合わせください。



安心のネットワーク  
**NOSAIとやま**

発行・編集：富山県農業共済組合  
ホームページアドレス：<http://www.nosai-toyama.or.jp/>

本 所	〒939-8177	富山市安養寺 340 番地 1	TEL : (076)461-5333(代) / FAX : (076)461-5334
新川地域農業共済センター	〒939-0643	入善町青木 1385-1	TEL : (0765)72-0377
新川農業共済事務所	〒930-0361	上市町湯上野 72	TEL : (076)472-0577
富山地域農業共済センター	〒939-8177	富山市安養寺 340-1	TEL : (076)429-5006
高岡地域農業共済センター	〒933-0838	高岡市北島 325-2	TEL : (0766)28-0200
砺波地域農業共済センター	〒939-1364	砺波市豊町 2-11-14	TEL : (0763)32-2277
家畜診療所	〒939-8177	富山市安養寺 340-1	TEL : (076)429-7879